

資料 1



燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
実行委員会

第10回 常任委員会 審議事項

燃ゆる感動 かごしま国体

燃ゆる感動 かごしま大会

スローガン

熱い鼓動 風は南から

令和4年3月29日(火)

自治会館 4階 ホール

目 次

○ 審議事項

第1号議案	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会開催準備総合 計画の変更（案）	1
第2号議案	令和4年度事業計画（案）及び収支予算書（案）	3
第3号議案	燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス 感染防止対策ガイドライン（案）	9
第4号議案	特別国民体育大会 実施要項総則（案）	29
第5号議案	燃ゆる感動かごしま大会開催基本計画の改訂（案）	47

第 1 号議案

※ 黒囲いの表示箇所⇒令和 3 年 3 月30日からの変更箇所

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 開催準備総合計画（特別国民体育大会）（案）

年度	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
逆 年	3 年前	2 年前	1 年前	開催年
事務局組織	国体・全国障害者スポーツ大会局（H29設置）			
実行委員会組織	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（H29設置）			
	実行委員会総会			
	常任委員会			
	総務専門委員会 競技専門委員会、式典専門委員会 全国障害者スポーツ大会専門委員会			
	総務・県民運動専門委員会 輸送・交通専門委員会、宿泊・衛生専門委員会 警備・消防専門委員会			
会場地 市町村組織	会場地市町村実行委員会			
開催手続	● 開催延期決定(6/19) ● 開催年決定(10/8) ● 会期申請・協議 ● 会期決定			
全体計画	特別国体開催に向けた基本目標			総監査会議・役員調整会等
市町村連絡会議	開催準備総合計画(改)			
文化プログラム	市町村連絡会議			
総務	参加軍・記念式典・閉会式会場整備	文化プログラム実施基本方針(改)	文化プログラム事業募集等	文化プログラムの実施
	米場者管理等	文化プログラム事業実施要項(改)	文化プログラム実施申請	
		必要数量調査・制作・配布		
		実施設計(改)	会場設置・会場管理・撤去	
感染症対策		特別招待者の囲囲		
		一般観覧者入場料金の設定		来会調査・観覧者募集・ID送付
		大会役員編成基準		
		新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン		
競技運営		実施競技・競技会場・競技会会期決定	大会実施要項	総合プログラム作成・配布
		競技役員等編成計画(改)	中央競技役員数及び同所要経費基準(改)	
		競技役員等養成事業の推進(改)		
			テモスボ会期決定	参加申込受付・組合せ抽選会
広報		各種イベント等と連携した広報活動(随時)・節目イベント(1年前等)	表彰状等制作・配布	配 殿 本 部
		リハーサル大会開催競技会選定	競技別リハーサル大会	
		自衛隊協力要請計画(リハ大会・本大会)		
県民運動		公式ボスター・パンフレット・観戦ガイドブック等		
		出張授業の実施		
		報道委員会、報道員来会調査、全国報道員会議、報道員ハンドブック		
		後催県との交流推進（滋賀：令和2～5年度、青森・宮崎：令和3～5年度） 鹿児島・佐賀エールプロジェクトの推進（佐賀国スボまで 令和2～6年度）		
式典		県民運動基本方針・計画(改)		
		県民運動プログラム(改)	運営ボランティアの募集・登録・養成・配置	
		運営ボランティア募集要項(改)	花いっぱい運動(種子配布、花青でリレー、花青で教室、競技会場等への装花)	
		花いっぱい運動(種子配布、花青でリレー、花青で教室、競技会場等への装花)	売店等設置運営要項(改)	おもてなし広場・休憩所の設置・運営
輸送・交通		総合案内所基本計画(改)		総合案内所の設置・運営
		式典演出の検討・推進(式典プログラム、集団演技、式典音楽、炬火点火等)(改)	式典要施要項(改)	式典本 部
		式典演出の検討・推進(式典プログラム、集団演技、式典音楽、炬火点火等)(改)	式典要施要項(改)	式典リハーサル
		輸送・交通要項、総合開・閉会式輸送計画、県外参加者等輸送計画等(改)	炬火リレー要施準備(改)	炬火リレー実施
宿泊・衛生		宿泊施設等調査、配宿計画・調整、その他宿泊関連業務の推進(改)	宿泊要項(改)	台同配宿本部
		医療救護要項(改)	推進既立レシビ集の普及、井当関連対策	救護・衛生本部
		医療救護・各種衛生対策の推進(改)		馬事衛生対策本部
警備・消防		関係機関との協力体制整備・調整等		
		自主警備業務実施計画(改)	警備計画(改)	警備消防本部
		消防防災業務実施計画(改)		
		大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画(改)		
情報通信		会場管理運営要綱(改)		
		基金・企業協賛募集、企業協賛特典の実行		情報通信整備・管理
基金・企業協賛		募金・企業協賛推進方針・計画(改)		
その他		大規模スポーツ大会誘致		
【開催地主催者(県)の開催準備】				
推進体制		県開催推進本部		実施本部
行幸啓・お成り		警衛基本計画、行幸啓・お成り計画		行幸啓本部
施設整備		施設整備の推進		

特別全国障害者スポーツ大会 「燃ゆる感動かごしま大会」

特別国民体育大会 「燃ゆる感動かごしま国体」

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 開催準備総合計画（特別全国障害者スポーツ大会）（案）

年度		令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	
逆年		3年前	2年前	1年前	開催年	
推進組織	事務局組織	国体・全国障害者スポーツ大会局 全国障害者スポーツ大会局(H30設置)				
	準備(実行)委員会組織	燃ゆる感動かごしま国体・ かごしま大会実行委員会(H28設置)				
	全体計画	● 開催延期決定(6/19) ● 開催年決定(10/8) ● 会期決定(3/10)	開催基本計画の改定	大会実施要綱策定	リハーサル大会	
総務	広報・県民運動		かごしま国体と共通			
	ボランティア	大会運営	心のバリアフリー・啓発資料の周知・障害・障害者スポーツの理解促進			
		情報支援	ボランティア募集要項の改訂	募集・養成、 配置計画策定	リハーサル大会、 本大会での活動	
		選手団サポート	ボランティア募集検討、 配置計画再検討	リマインド講座実施、 配置計画策定		
	ぐりぶー広場	活動内容の検討	配置計画再検討、 養成協力校再依頼、養成カリキュラム作成	養成協力校の受領、養成、 配置計画策定	本大会での活動	
施設等調整	感染症対策		新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン			
	各競技会場施設整備		競技会場整備実施設計の見直し	会場設置・撤去		
	開・閉会式会場整備					
	会場管理					
	輸送・交通					
	宿泊					
競技	医事・衛生					
	警備・消防防災					
	競技運営	会場地市町村選定	競技別会期協議・決定	プログラム編成(リハ大会)	プログラム編成(本大会)	
			第三次参加意向調査	第四次参加意向調査	参加申込 競技本部・記録本部 設置運営	
	競技用具	実施競技・会場・会期の再検討・決定	競技実施要項策定	競技用具調査(第三次)	競技用具等配備	
式典	競技役員等養成	競技役員・補助員編成計画 見直し	競技役員・補助員編成計画策定	リハーサル大会・本大会 の競技運営		
	式典		かごしま国体と共通			
特別全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」						
【開催地主催者(県)の開催準備】						
行幸啓・お成り		お成り行程等検討(行幸啓室、県審との連携)			行幸啓本部設置、お成り対応	

余 白

第2号議案

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 令和4年度事業計画（案）

「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会開催準備総合計画」（令和2年11月策定，令和4年3月改訂（予定））に基づき，令和4年度事業計画を次のとおり定める。

1 開催準備の主要業務の推進

（1）総務関係

- ア 文化プログラム事業の募集及び事業計画の策定等【国体，大会】
文化プログラム事業計画（案）は，2022年12月開催の日本スポーツ協会国体委員会に提案予定
- イ 来場者管理業務の推進【国体・大会】
 - ① 総合開・閉会式への招待者の範囲の再検討【国体】
2022年12月日本スポーツ協会へ報告予定
 - ② 一般観覧者入場料金の設定【国体 総合開会式】
2022年12月開催の日本スポーツ協会国体委員会に提案予定
- ウ 新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドラインの策定【国体】
2022年6月日本スポーツ協会へ提案予定

（2）競技関係【国体】

- ア 特別国民体育大会 大会実施要項の策定
2023年3月開催の日本スポーツ協会国体委員会に提案予定
- イ 競技役員等編成計画の見直し及び競技役員等養成事業の推進
- ウ 競技別リハーサル大会の運営状況の確認 等
- エ デモンストラションスポーツ競技会会期決定
2022年12月開催の日本スポーツ協会国体委員会に提案予定
- オ 自衛隊協力要請計画（競技別リハーサル大会，本大会）の策定 等

（3）広報・県民運動関係【国体，大会】

- ア 広報活動【国体，大会】
 - ① 節目イベントの開催（1年前等）
 - ② 印刷物による広報（パンフレット・チラシの作成等）
 - ③ 電子媒体による広報（選手インタビュー動画の公開，ホームページ・SNSによる情報発信）
 - ④ メディアを活用した広報（新聞広告等）
 - ⑤ 各種イベントと連携したPR活動の推進
 - ⑥ 出張PR活動の実施（県内学校での出張授業，栃木国体・大会でのPR活動等）
 - ⑦ 屋外広告物等による広報（県庁前PR看板，卓上のぼり等の掲示，ラッピング鉄道車両の運行等）
 - ⑧ 報道委員会の運営
 - ⑨ 後催県交流推進事業の実施
 - ⑩ 鹿児島・佐賀エールプロジェクトの推進
- イ 県民運動【国体，大会】
 - ① 運営ボランティア（国体1,900人，大会4,100人）の募集及び研修会の開催等
 - ② 花いっぱい運動の推進
推奨花種子袋の配布，花育てリレーの実施，花育て教室の開催 等
 - ③ おもてなし広場売店等設置運営要項の改訂 等

- ④ 「ゆめ～KIBAIYANSE～ダンス」講習会，コンテストの開催
- ⑤ 2023おもてなし隊（県民運動参加団体）の募集・登録，活動状況の紹介
- ⑥ 手作りのぼり旗の制作，後催県感謝横断幕の制作
- ⑦ 広報ボランティアによるPR活動の推進
- ⑧ クリーンアップ運動・あいさつ運動の推進

（４）式典関係【国体，大会】

- ア 式典実施要項の改訂
- イ 式典音楽・式典演技等の出演団体の選定及び練習会の開催
- ウ 炬火リレーの実施準備

（５）輸送・交通関係【国体，大会】

- ア 総合開・閉会式輸送実施計画（第四次）の策定【国体】
- イ 輸送計画（第四次）の策定【大会】

（６）宿泊・衛生関係【国体，大会】

- ア 宿泊施設客室確保，配宿計画及び調整
- イ 宿泊関連業務の推進
- ウ 医療救護，各種衛生対策の推進
- エ 弁当調達業務の推進，標準献立の普及

（７）警備・消防関係【国体，大会】

- ア 総合開・閉会式会場等整備修正設計の策定
- イ 開・閉会式等警備計画の策定

（８）全国障害者スポーツ大会関係【大会】

- ※（１），（３）～（７），（９），（１０）に含まれない業務
- ア 大会実施要綱の策定
- イ 競技実施要項の策定
- ウ 競技用具等調査（第四次）
- エ 競技役員の編成
- オ 情報支援ボランティア，選手団サポートボランティアの養成及び配置計画の策定
- カ リハーサル大会プログラム編成

（９）募金（目標４億円）・企業協賛（目標１億円）関係【国体，大会】

- ア 企業等訪問やチラシ配布等による募金・企業協賛の協力依頼
- イ 企業協賛契約の締結等
- ウ 募金グッズ委託販売の展開

（１０）補助事業関係

- ア 国体・大会における競技役員等養成事業（補助事業）【国体，大会】
 - ① 中央講習会等派遣事業
 - 国体・大会に必要な審判員などの競技役員等を養成するため，中央（又はブロック）の競技団体が実施する講習会・審査会等への派遣に対する補助
 - ② 県内講習会等開催事業
 - 国体・大会に必要な審判員などの競技役員等を養成するため，中央（又はブロック，県内）講師を招いた講習会・審査会等の開催に対する補助
 - ③ 開催準備活動事業
 - 競技団体が行う国体・大会に向けた準備活動（先催県視察等の調査研究等）に対する補助（2022年開催の「いちご一会とちぎ国体・大会」視察・調査研

- 究など)
- イ 大規模スポーツ大会誘致事業（補助事業）【国体】
- 気運の再醸成や県内経済活動の活性化、競技力向上を推進するため、全国大会レベル以上及びトップアスリートが参加するハイレベルな大会の開催に対する補助

2 各種会議の開催

	会 議 名	開 催 日（予定）
実行委員会	総会	令和4年5月下旬
	常任委員会	令和4年5月下旬，令和4年11月下旬，令和5年3月下旬
	開催推進本部会議	令和4年5月下旬
	募金・企業協賛推進委員会	令和4年4月～令和5年3月（適宜）
	各専門委員会・同部会	令和4年4月～令和5年3月（適宜）
その他	市町村連絡会議（国体・大会）	令和4年6月頃，11月頃（年2回程度）
	競技運営連絡会議（国体）	令和4年5月頃，令和4年11月頃（年2回程度）
	炬火リレー地域別説明会	令和4年5月頃
	記録業務担当者説明会	令和4年11月頃
	宿泊輸送説明会（国体・大会）	令和4年9月頃
	競技別連絡調整会議（大会）	令和4年6月頃，11月頃，令和5年1月頃（年3回程度）
	競技運営連絡会議（大会）	令和4年4月下旬
	施設調整業務担当者会議	令和4年7月頃
	交通総量抑制会議	令和5年1月頃
	情報支援ボランティア養成連絡会議	令和5年3月頃
	選手団サポートボランティア養成協力校連絡会議	時期未定（年1～2回程度）

3 各種調査等の実施

（1）各種調査

	調 査 項 目	調査対象	調 査 内 容
国体	競技会運営経費調査（第四次）	会場地市町村	競技会実施の準備，運営に要する経費
	おもてなし経費調査（第四次）	会場地市町村	正式競技，特別競技，デモスポにおけるおもてなし運営経費
	競技役員等編成・養成状況調査（第七次）	競技団体・会場地市町村	正式競技，特別競技の競技役員等の編成，養成状況
	競技別リハーサル大会運営経費調査（第五次）	会場地市町村	競技別リハーサル大会実施の準備，運営に要する経費
	来会意向調査	各都道府県スポーツ協会及び後催県	来県方法・予定日及び利用交通手段の調査
大会	参加意向調査（第四次）	各都道府県及び政令指定都市	参加に関する希望
	宿泊意向調査（第四次）		宿泊に関する希望
	利用交通機関意向調査（第四次）		利用交通機関に関する希望
	競技役員等編成・養成四次調査	競技団体	競技役員等の必要数，養成計画
	競技用具整備四次調査	競技団体	競技用具の必要数・現有数

(2) 先催県視察

視 察 先	大 会 名	期 日
第77回国民体育大会 「いちご一会とちぎ国体」	会期前大会	令和4年9月10日～19日
	本大会	令和4年10月1日～11日
第22回全国障害者スポーツ大会 「いちご一会とちぎ大会」	リハーサル大会	令和4年5月21日～22日
	本大会	令和4年10月29日～31日
第77回国民体育大会 「いちご一会とちぎ国体」	リハーサル大会	検討中

※ いちご一会とちぎ国体・大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開・閉会式の参加人数を縮小。

4 各種会議への出席

会 議 名	開催地	開催日（予定）
日本スポーツ協会国民体育大会委員会	東京都	令和4年6，8，12月， 令和5年3月
国民体育大会開催県検討会議	宮崎県	令和4年6月頃
	長野県	令和5年2月頃
全国障害者スポーツ大会開催都道府県連絡会議	佐賀県	令和4年7月頃
第77回国民体育大会開催地連絡会議	栃木県	令和4年11月頃
第22回全国障害者スポーツ大会後催県報告会	栃木県	令和4年11月頃

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会
令和4年度収支予算(案)

1 収入

(単位:千円)

科目	令和4年度 当初予算額(a)	令和3年度 当初予算額(b)	増減 (a)－(b)	備考
負担金	411,242	133,899	277,343	鹿児島県負担金
諸収入	100	50	50	実行委員会職員雇用保険料(本人負担分)、預金利息
標章等使用料収入	200	200	0	
募金収入	72,500	10,000	62,500	
企業協賛収入	72,500	30,000	42,500	
繰越金	93,681	104,268	▲ 10,587	前年度繰越金
合 計	650,223	278,417	371,806	

2 支出

(単位:千円)

科目		令和4年度 予算額(c)	令和3年度 予算額(d)	増減 (c)－(d)	備考
事業費	総務費	18,808	4,915	13,893	総会等各種会議の開催，先催県視察など
	競技費	6,783	2,332	4,451	競技記録業務等準備，表彰状・賞状の作成など
	広報・県民運動費	56,212	17,996	38,216	節目イベントの開催，花いっぱい運動の推進など
	式典費	37,400	8,823	28,577	式典実施要項の改訂，先催県での実務研修の実施など
	輸送・交通費	41,435	1,705	39,730	輸送計画策定，専門委員会の開催など
	宿泊・衛生費	21,314	2,324	18,990	合同配宿計画策定，専門委員会の開催など
	施設調整費	30,211	1,503	28,708	総合開・閉会式会場整備修正設計，先催県視察など
	警備・消防費	8,321	38	8,283	開・閉会式等警備計画策定など
	全国障害者スポーツ大会費	62,931	11,750	51,181	各種ボランティアの養成，競技団体との連絡調整など
	寄附金	63,852	10,355	53,497	国体・大会施設整備等基金(県)への積立
協賛金事業		10,807	3,389	7,418	新聞やHPによるPR，選手インタビュー動画の制作など
補助事業費		69,162	43,348	25,814	大規模スポーツ大会の誘致，競技役員等の養成
事務局費		58,665	39,215	19,450	実行委員会職員の給与，事務局運営経費など
予備費		164,322	130,724	33,598	
合 計		650,223	278,417	371,806	

余 白

第3号議案

燃ゆる感動かごしま国体における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（案）について

国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する
基本方針（日本スポーツ協会）【P11～P12抜粋】

(2) 本方針の目的

- ・ 本方針の目的は『国体の核となる競技会を守り抜くこと』、『国体開催が新型コロナウイルス感染症感染拡大を誘発させないこと』にある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の終息が見えない今日の状況（所謂、「コロナ禍」）において、国体を開催する主催者（運営者）、参加者には、開催地に限らず全国の感染状況を注視するとともに、政府及び各都道府県をはじめとする自治体方針、各業種別ガイドラインに則り、大会開催の条件として新型コロナウイルス感染症対策を講じ、可能な限り感染リスクを軽減するよう努める責務がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は 2021年2月17日に医療関係者から始まったばかりであり、治療薬候補の登場などの情報は耳にするものの、安全かつ有効な治療方法の確率までには至っていない現状である。このような中、国体のような大規模イベントを実施することによる感染リスクを、「0リスク」とすることは困難ではあるものの、これまで集積された知見及び「新しい生活様式」並びに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言する「感染リスクが高まる『5つの場面』」を避けるための対策の下での大会運営を実践することが、国体開催における必要条件とし認識し、可能な限り感染リスクを軽減させ、参加する選手らに対し、安全な競技会を提供するために努めることが責務である。
- ・ 一方、上記に示された方針及びガイドライン等では、国体の有する個別具体の事象に対し、感染リスクを確実に低減するための手法等が記載されているわけではない。
- ・ そこで、本方針には、政府方針及び各種ガイドライン等と、実際に主催者（運営者）や参加者が競技会場等において留意しなければならない事項とを繋ぐ機能を持たせ、国体全体に対し、求められる共通感染予防対策とともに、国体特有の事象、競技運営に伴う感染リスクが警鐘されるものを取りまとめている。
- ・ なお、本方針もまたすべてを網羅するものではない。そのため、大会主催者（運営者）側や参加者側が、それぞれの視点から、感染リスクを理解・整理し、その特徴・特性を踏まえた感染防止対策ガイドライン等を作成することにより、国体に係る一人ひとりが感染リスクを把握し、対策を講じることが出来る環境を整えることが求められる。

【その他求められる感染防止対策ガイドライン作成等役割】

中央競技団体：競技の特性・特徴を踏まえた大会開催における感染防止対策

選手団派遣母体：選手団派遣時の行動における感染防止対策、（派遣・出場可否判断含む）新型コロナウイルス感染症に関する教育・啓発・情報提供・情報管理（本方針の周知、感染拡大や差別・偏見を生まないための理解の促進）ワクチンに関する情報提供

開催地：競技会場、宿舎、計画輸送、運営スタッフ等競技運営面における感染防止対策

燃ゆる感動かごしま国体における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン（案）【概要】

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な大会運営を行うため、参加者が遵守すべき事項や競技会における各主体の役割分担を定めるとともに、市町村実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策等を取りまとめたものである。

2 対象範囲

国体の競技会及び総合開・閉会式に参加するすべての者を対象とする。

3 参加者において遵守すべき事項

(1) 共通事項（参加者全員）

- ① 参加者は、大会参加日の14日前から参加当日まで、体調不良者又は濃厚接触者等に該当する場合は、会場へ来場しないこと。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③ 原則としてマスクを常時、着用すること。
- ④ 大声での声援、掛け声、会話は行わないこと。
- ⑤ こまめに手洗い、手指消毒を行うこと。
- ⑥ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参すること。
- ⑦ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛すること。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用すること。
- ⑧ 3密の回避に努めること。
- ⑨ 会場内では、県又は市町村実行委員会等の案内及び指示に従うこと。
- ⑩ 厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推奨する。
- ⑪ 新型コロナワクチンの接種を推奨する。
- ⑫ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、健康アプリ等（注1）により健康状態等を毎日記録し、感染が判明した場合は、速やかに報告すること。

注1 健康アプリ等とは、健康アプリ「GLOBAL SAFETY」または体調管理チェックシート（様式1，2）のことをいう。

(2) 個別事項

① 選手団・監督等

大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録し、参加当日、会場受付へ提出すること。

② 観客

- ・ 大声、楽器等の応援は控えること。
- ・ 選手との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。

4 競技会等において実施すべき事項

(1) 役割分担

① 県実行委員会

関係者への周知及び感染症対策に関する関係機関との調整を行う。

② 市町村実行委員会

- ・ 各競技会場等における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施すること。
- ・ 健康アプリ等により参加者の体調把握を行うこと。

③ 競技団体

本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、競技運営を行うこと。

(2) 予防対策

① 共通事項

手指衛生の励行、飛沫の抑制、3密の回避、施設内の消毒、飲食の制限

② 個別事項（エリア別）

ア 受付等

検温や健康アプリ等により参加者の体調把握を行い、感染が疑われるような場合は、参加の辞退も含め、適切な対応をとること。

イ 観客席

- (ア) 屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- (イ) 屋外競技で、収容定員のある会場は収容定員の50%以内とする。
- (ウ) 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。
- (エ) 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は収容可能人数の50%以内とする。
- (オ) 観客数が5,000人超の競技会を実施しようとする場合は「感染防止安全計画」を策定し、県実行委員会へ提出すること。

③ 各種会議、開始式、表彰式

ア 各種会議

書面やオンライン開催など、実施方法について検討すること。

イ 開始式、表彰式

開始式は、原則実施しない。表彰式等を実施する場合は、簡素化に努めること。

5 宿泊、輸送

業種別ガイドラインに基づいて実施

- ・ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
- ・ バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

6 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、本ガイドライン等に準ずる。

7 体調不良者発生時の対応

体調不良者対応マニュアル（仮称）を別途、定める。

8 開催の可否判断

感染状況に応じ、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

余 白

燃ゆる感動かごしま国体における

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン
(案)

【第 1 版】令和 4（2022）年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象範囲	1
4	定義	1
5	参加者において遵守すべき事項	2
6	競技会等において実施すべき事項	4
7	宿泊, 輸送	7
8	総合開・閉会式	9
9	体調不良者発生時の対応	9
10	開催の可否判断	9
11	その他	9

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、特別国民体育大会（以下、「燃ゆる感動かごしま国体」という。）の開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な大会運営を行うため、参加者が遵守すべき事項や競技会における各主体の役割分担を定めるとともに、市町村実行委員会（又は市町村。（以下、「市町村実行委員会」という。））及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策等を取りまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルスの感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものである。

3 対象範囲

本ガイドラインは、燃ゆる感動かごしま国体の競技会（正式競技、特別競技、公開競技、デモンストラレーションスポーツ）及び総合開・閉会式に参加するすべての者を対象とする。

4 定義

(1) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 体温37.5℃以上の発熱がある。
- ② 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、身体が重い、疲れやすいなどの症状がある。
- ③ 咳、喉の痛み、鼻水、頭痛など風邪の症状がある。
- ④ 味覚や嗅覚の異常がある。

(2) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 医療機関や保健所から濃厚接触者と判断された者
- ② 新型コロナウイルスに感染し、医療機関や保健所から療養終了の判断が出ていない者
- ③ 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者（陽性者の発症2日前から、陽性者と1m以内の距離で15分以上接したことがある者）
- ④ 同居家族に体調不良者がいる者
- ⑤ 濃厚接触者の疑いがあり、医療機関や保健所から濃厚接触者認定・解除の明確

な指示が出されていない者

- ⑥ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者
 - (3) 健康アプリとは、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」のことをいう。
 - (4) 健康アプリ等とは、健康アプリまたは体調管理チェックシート（様式1，2）のことをいう。
- なお、スマートフォン利用者は原則として健康アプリを利用すること。
- (5) 大会参加日とは、競技会又は総合開・閉会式に参加する日（鹿児島県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、鹿児島県以外の都道府県から参加する者は、大会への参加・出場を主目的として来県する日とする。）のことをいう。

5 参加者において遵守すべき事項

(1) 共通事項（参加者全員）

- ① 参加者は、大会参加日の14日前から参加当日まで、体調不良者又は濃厚接触者等に該当する場合は、会場へ来場しないこと。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③ 原則としてマスクを常時、着用すること。
- ④ 大声での声援、掛け声、会話は行わないこと。
- ⑤ こまめに手洗い、手指消毒を行うこと。
- ⑥ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参すること。
- ⑦ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛すること。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用すること。
- ⑧ 3密の回避に努めること。
- ⑨ 会場内では、県又は市町村実行委員会等の案内及び指示に従うこと。
- ⑩ 厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」を活用を推奨する。
- ⑪ 新型コロナワクチン接種を推奨する。
- ⑫ 大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動を毎日記録すること。なお、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、県実行委員会へ速やかに報告すること。

(2) 個別事項

① 選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む）

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、代表受付を行う場合を除き、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 代表受付を行う場合は、代表者が参加当日、全員分の健康アプリ等を確認した上で、会場受付へ画面提示若しくは、体調管理チェックシート総括表（様式3）を作成、提出すること。

- エ 観覧は、指定されたエリアのみで行い、一般観客エリアには立ち入らないこと。
- オ 観客との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。
- カ 競技（ウォーミングアップ含む）中以外は、マスクを着用すること。

② 競技役員・競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員（ボランティアを含む）

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

③ 報道員

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 取材を希望する場合には、県実行委員会が実施する報道員来会調査において事前申請すること。また取材を認められた報道員は、各競技会場において取材日ごとに受付を行うとともに、報道員IDと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
- エ 取材人数は、出来る限り少なくすること。
- オ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（競技者と取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施すること。なお、指定された場所以外では取材・インタビューを行わないこと。

④ 視察員

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 視察は事前申請とし、県又は市町村実行委員会が定める手続き等に従うこと。
- エ 視察は感染防止の観点から、必要最小限の人数とすること。
- オ 会場内では、指定された場所のみで視察を行うこと。

⑤ 会場設営者

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

⑥ 売店事業者

- ア 大会参加日の14日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、現金等の受け渡しが発生する場合はトレーを介して行うこと。
- エ 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合は、出店（出展）者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。
- オ 参加者が身体的距離において並べるよう人と人との十分な間隔を空けた整列を促

すなどの対応を行うこと。

カ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意すること。

キ 設置する備品（テーブル・椅子等）は定期的に消毒すること。

ク 対面での飲食の回避及び食事中の会話の自粛、会話が必要な場合のマスク着用を促すこと。

ケ これらの感染防止対策を講じることができない場合は、出店（出展）をできないものとする。

⑦ 観客

ア 氏名及び連絡先の提出、体調管理チェックシートの記入等、県又は市町村実行委員会の要請があった場合は協力すること。

イ 飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。

(ア) 大声で歌う、大声を出しての声援、掛け声、指笛

(イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ウ) タオル等を振り回す

(エ) ハイタッチ、肩組み

ウ 選手との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。

6 競技会等において実施すべき事項

(1) 役割分担

① 県実行委員会

ア 本ガイドラインの改定及び関係者への周知を行う。

イ 感染症対策に関し、関係機関との調整を行う。

ウ 正式競技及び特別競技における感染防止対策に係わる参加条件を定める。

② 市町村実行委員会

ア 本ガイドライン等に基づき、各競技会場等における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施すること。また、当該対策や入場の可否等については、事前に参加者へ周知や提供等を行い、会場等での混乱を避けるよう努めること。

イ 健康アプリ等により参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員（ボランティアを含む）、報道員、視察員、会場設営者、売店事業者、観客）の体調把握を行うこと。

ウ 提出された体調管理チェックシート等の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄すること。

③ 競技団体

ア 健康アプリ等により参加者（競技役員、競技補助員）の体調管理を行うとともに、体調管理チェックシート（競技役員、競技補助員、選手団分）については取りまとめの上、市町村実行委員会へ提出すること。

イ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を行うこと。

ウ 競技会場ごとに、感染症対策の確実な実施を促すほか、感染者が発生した際の対

応に関して総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置すること。

(2) 予防対策

① 共通事項

ア 手指衛生の励行

- (ア) 会場等では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、場内アナウンス等を行うこと。
- (イ) 会場等の手洗い場には、石けん（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、参加者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること。

イ 飛沫の抑制

会場等では、マスク（品質の確かな、できれば不織布）の着用や、大声での声援、掛け声、会話を行わないことなどの周知・徹底を図り、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じること。

ウ 3密の回避

- (ア) 密閉空間の回避
選手控室、役員控室などの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により常時換気、又は定期的（目安：毎時2回以上かつ1回5分以上）な換気を実施すること。
- (イ) 密集場面の回避
 - (a) 会場等においては、人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離を確保できるよう対策を講じること。
 - (b) 人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じること。
 - (c) 休憩時間や待合場所での密集も回避するための対策を講じること。
- (ウ) 密接の回避
人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。
- (エ) ゾーニングの確保
選手・監督等と観客の導線は可能な限り分け、立入禁止の掲示やロープなど、両者が交わることがないようにゾーニングに努めること。

エ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒すること。

オ 飲食の制限

飲食可能エリアにおいては、飛沫感染等を低減するための対策を講じること。

② 個別事項（エリア別）

ア 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドライ

ンに従い実施すること。

イ 受付等

- (ア) 検温の実施や、健康アプリ等により参加者の体調把握を確実にを行い、不備がある場合や、感染が疑われるような場合は、参加の辞退も含め、適切な対応をとること。
- (イ) 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。
- (ウ) 身体的距離において並べるように目印の設置等を行うこと。
- (エ) 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の工夫を行うこと。
- (オ) 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用すること。
- (カ) 手指消毒や共用物品（筆記用具など）の消毒を実施すること。

ウ 手洗い場所・トイレ

- (ア) 手洗い場には石けん（ポンプ式が望ましい）を用意すること。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意すること（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。
- (イ) 身体的距離において並べるように目印の設置等を行うこと。

エ 控室・更衣室等の諸室

- (ア) 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避けること。
- (イ) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する、または別室を用意など措置を講じること。
- (ウ) 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

オ 観客席

- (ア) 屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- (イ) 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- (ウ) 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。
- (エ) 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。
- (オ) 選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と分けし、極力離れた場所とすること。
- (カ) 観客席には、応援時の禁止事項や観戦時の注意事項等を掲示すること。
- (キ) 可能な限り感染防止対策を行ったうえで、原則、有観客とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合には、無観客を検討すること。
- (ク) 無観客とする場合は、予め、県実行委員会と協議するとともに、インターネット配信等の代替措置を可能な限り講じること。
- (ケ) 観客数が5,000人超の競技会を実施しようとする場合は「感染防止安全計画」を策定し、県実行委員会へ提出すること

カ 取材エリア

- (ア) 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知すること。
- (イ) ミックスゾーンは原則として設置しないこととし、設置する場合は柵などで身体的距離を確保し、3密を避けること。
- (ウ) 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか、オンラインでの実施等も検討すること。

キ おもてなし、売店、休憩所等

- (ア) 3密の回避や身体的距離の確保など、感染防止対策を講じること。
- (イ) 食事可能エリアにおいては、対面飲食の回避など飛沫防止の対策が講じられるよう売店事業者等へ指導すること。
- (ウ) 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意すること。
- (エ) 十分な感染対策が講じられない場合は、設置の中止を検討すること。

③ 各種会議、開始式、表彰式

ア 各種会議

監督会議等については、会議の運営方法や伝達事項、議題等の見直しを行った上で、書面やオンライン開催など、実施方法について検討すること。

イ 開始式、表彰式

- (ア) 各競技会の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じること。
- (イ) 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じること。
- (ウ) 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

7 宿泊、輸送

(1) 宿泊

① 県実行委員会及び市町村実行委員会が実施（合同配宿業務）

ア 配宿予定の宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）の遵守を依頼すること。

イ 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行うこと。

② 市町村実行委員会及び各競技団体が実施（合同配宿業務の対象とならない公開競技、デモンストレーションスポーツ等）

宿泊者に対し、参加申込等の機会を通じ、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行うこと。

【宿泊に当たっての留意事項】

ア 基本的な感染防止対策の徹底

- (ア) 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
- (イ) 原則としてマスクを着用する。
- (ウ) 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- (エ) 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
- (オ) 宿泊施設滞在中の外出は、地域における感染状況や医療体制を十分考慮して必要性を判断する。

イ フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- (ア) フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
- (イ) ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。

ウ 客室

- (ア) 同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- (イ) 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
- (ウ) トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

エ 食事会場

- (ア) 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- (イ) 会場での着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- (ウ) 食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

オ 浴室等

浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

① 公共交通機関等における感染予防

参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、マスクの着用及び会話の自粛、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底するとともに、感染予防について交通事業者の指示があった場合には、これに従うこと。

② 県実行委員会が実施

バス事業者に対し、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策（バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等）の確実な実践の遵守を依頼する。

③ 市町村実行委員会及び各競技団体が実施

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）、及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）並びに「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー連合会））の遵守を依頼すること。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行うこと。

【バス等利用に当たっての留意事項】

- (ア) 基本的な感染防止対策の徹底
 - (a) 原則としてマスクを着用する。
 - (b) 飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
 - (c) 乗車前に手指を消毒する。
- (イ) 乗車時及び降車時
 - (a) 乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
 - (b) 通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。
- (ウ) 乗車中
 - (a) できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
 - (b) 往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

8 総合開・閉会式

総合開・閉会式は、本ガイドライン等に準ずる。

9 体調不良者発生時の対応

「燃ゆる感動かごしま国体 体調不良者対応マニュアル（仮称）」を別途、定める。

10 開催の可否判断

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

11 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

体調管理チェックシート

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動履歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

団体名	(ふりがな)		氏 名												電話番号 (携帯電話等)		
日付 (記入してください)			14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日
項目	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温 (0.1℃単位で記入してください)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
該当する項目のみチェック (✓) 又は必要事項を記入してください (該当しない項目は空欄のままでください)。																	
症状なし																	
せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある																	
頭痛、倦怠感(だるさ)がある																	
息苦しさがある																	
からだが重い、疲れやすい																	
味覚や嗅覚の異常がある																	
新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※																	
同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる																	
政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらからの国、地域等への渡航歴がある者は在住者との濃厚接触がある																	
該当する場合は国、地域等を記入してください。																	

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者として。

体調管理チェックシート（期間中（2日目以降）用）

大会が複数日間開催される場合、2日目以降の健康状態等は本シートに記入してください。

団体名	
(ふりがな)	
氏 名	
電話番号 (携帯電話等)	

体温や該当する項目にチェック(✓)又は必要事項を記入してください。

項目（体温や該当項目に✓等を記入してください）		日付（記入してください）
体温（0.1℃単位）		℃
症状なし		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	頭痛、倦怠感（だるさ）がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
行動歴	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※	
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある	
該当する場合は国、地域等記入してください。		

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者としてします。

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
 本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
 なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

体調管理チェックシート（総括表）

○選手団の代表者は、所属選手及び監督（チームスタッフを含む）の体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、受付で競技団体に提出してください。
 ○競技団体の代表者は、各選手団から提出された体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町村又は市町村実行委員会に提出してください。

都道府県名		団体名	
-------	--	-----	--

競技名（種目）		種別	
---------	--	----	--

代表者	ふりがな		メールアドレス	
	氏名		電話番号 （携帯電話等）	
	住所			

スタッフ数 （うち体調管理チェックシート の提出枚数）	名 （枚）	選手数 （うち体調管理チェックシート の提出枚数）	名 （枚）
-----------------------------------	----------	---------------------------------	----------

当選手団所属選手等の

☐ 本日及び本日以前14日間の
☐ 本日の
 ※いずれかの口に✓を記入

}

健康状態等は次のとおりです。

		日付（記入してください）
項目（該当する項目にチェック（✓）を記入してください）		/
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「頭痛、倦怠感（だるさ）がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
行動歴	「新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる	

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
 本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
 なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

報告No.		報告状況 ステータス				
対象者 情報	フリガナ			性別	年齢	
	氏名					
	参加区分	☐ 選手 ☐ 監督 ☐ 本部役員 ☐ 競技運営役員 ☐ 視察員 ☐ 報道員 ☐ その他〔 〕				
	大会名		競技			
	種目		種別			
感染 情報	感染区分		確定日			
	事案把握 タイミング	☐ 競技会開始前 ⇒ 現地入り前 ・ 現地入り後 ☐ 競技会会期中 ☐ 競技会終了後 ⇒ 現地出発前 ・ 現地出発後 ※「現地」とは、競技会会場又は競技会参加に当たり拠点とする場所（宿舎等）				
	推定される 感染理由、 確定日２日 前からの行 動歴					
	指示・ 対応状況	指示者				
		指示内容				
備考欄						

報告日時：

团 体 名：_____

記入者（団体役職）：

余 白

第4号議案

特別国民体育大会（鹿児島県） 実施要項総則（案）

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

鹿児島県で開催する特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」は、「熱い鼓動 風は南から」のスローガンのもと、「コロナ禍からの再生と飛躍を象徴する国体」、「県民が夢と希望を持ち心に残る国体」、「スポーツの普及・振興を図る国体」、「簡素・効率化を図る国体」、「鹿児島の魅力を発信する国体」を大きな柱として掲げ、県民はもとより、全国の皆様にとっても素晴らしい、思い出に残る希望に満ちたスポーツ大会となるよう、「力みなぎる・かごしま」の多彩な魅力を全国に発信する国体を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

(1) 正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

(2) 公開競技（5 競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

(3) デモンストレーションスポーツ（36 競技）

ウォーキング、エアロビック、遠泳、お手玉、サーフィン、サイクリング、3B体操、史跡巡りウォーキング、ジャズ体操、少年サッカー、少年相撲、少林寺拳法、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、ダンススポーツ、ディスクゴルフ、ドッジボール、ドライビングコンテスト（ゴルフ）、パークゴルフ、バウンドテニス、ビーチフラッグス、ビリヤード、フライングディスク、ふれあいグラウンド・ゴルフ、ペタンク、ボート（フネインカー競漕）、真向法体操、ママさんバレー、マラソン、ミニバレー、ミニバレーボール、ラジオ体操、ランニングバイク、歴史探訪ウォーキング

(4) 特別競技（1 競技）

高等学校野球

2 会期及び会場地

(1) 正式競技・特別競技（17市、8町：計25市町）

会 期	会 場 地
2023年10月7日（土） ～10月17日（火） 〔11日間〕	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、錦江町、南大隅町、肝付町、天城町
2023年9月16日（土） ～9月24日（日） 〔9日間〕	鹿児島市、鹿屋市、日置市、霧島市、姶良市、大崎町、屋久島町 ※ 水泳、ボート、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、ゴルフ競技会は上記会場地で実施

(2) 公開競技（4市、1町：計5市町）

会 期	会 場 地
2023年8月19日（土） ～9月24日（日）	指宿市、垂水市、曾於市、霧島市、知名町

(3) デモンストラレーションスポーツ（14市、14町、4村：計32市町村）

会 期	会 場 地
2023年4月16日（日） ～9月30日（土）	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

(4) 文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2023年4月1日から2023年12月31日までの期間で、県内市町村で開催する。

3 競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第76回又は第77回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

(エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2023年4月30日以前から本大会終了時（2023年10月17日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2005年4月1日以前に生まれた者とする。

- (イ) 少年種別に参加する者は、2005 年 4 月 2 日から 2008 年 4 月 1 日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023 年 4 月 1 日を基準とする。
- イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学 3 年生（2008 年 4 月 2 日から 2009 年 4 月 1 日までに生まれた者）とする。
- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—————	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
- ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。
- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

(1) 参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。

(2) 参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

(3) 参加申込締切日

締 切 日	競 技
2023 年 8 月 23 日 (水) 【12 競技】	水泳、ボート、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2023 年 9 月 7 日 (木) 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール（6人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

(4) 参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

(5) 公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

(6) 選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局

ウ 燃ゆる感動かごしま国体各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円

〔注〕 地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

- (2) 大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限 2023 年 9 月 7 日（木）

イ 納入先 みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12 都道府県選手団本部役員編成

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

- (6) 都道府県選手団本部役員の参加申込は、2023 年 9 月 7 日（木）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2024 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、佐賀県 100 名以内、滋賀県及び青森県 60 名以内、宮崎県及び長野県 40 名以内とする。

- (2) 都道府県の視察員の参加申込は、2023 年 9 月 7 日（木）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

14 大会参加章、記念章及び視察員章の交付

大会参加章、記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

(1) 大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

(2) 記念章

公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者

※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

(3) 視察員章

視察員

15 参加上の注意

(1) 大会期間中は、交付された大会参加章、記念章又は視察員章を携帯しなければならない。

(2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会、燃ゆる感動かごしま国体各競技会場地市町村実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

(オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込む。

なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、鹿児島県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり 1,000 円）を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。
- (3) 大会の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、政府方針をはじめ、日本スポーツ協会策定の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、開催地版ガイドライン、競技別ガイドライン、業種別ガイドライン等を基に、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で開催することとする。なお、感染拡大防止対策として個人の健康管理の記録に際しては、体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートを利用するものとし、使用する体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートで取得した個人情報については、大会への出場・参加・来場資格の確認および大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

別記１ 「国民体育大会ふるさと選手制度」

- 1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項〔国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第１０項第４号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2 「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記1に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の2～4の特例を適用する。

1 対象者

- (1) 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者
- (2) 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

2 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－2) - ②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

3 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」第2項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

4 国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第1項－(1)に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] 本特例第1項－(2)に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第32回オリンピック競技大会（2021年・東京）に参加した者。
- (2) 2023年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2023年4月30日以前から大会終了時（2023年10月17日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2023年4月30日以前から大会終了時（2023年10月17日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。
- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2023年4月30日以前から大会終了時（2023年10月17日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第76回及び第77回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2023年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 77 回大会または 2023 年開催の特別大会に参加した者が、第 78 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

特別国民体育大会 実施要項総則について

1 実施要項作成の根拠

(1) 国民体育大会開催基準要項（抜粋）

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技，公開競技及び特別競技の実施要項は，それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し，冬季大会は大会開催月の6ヵ月前，本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は日本スポーツ協会において決定し，開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第10項で定める。

(2) 国民体育大会開催基準要項細則（抜粋）

10 本則第26項（実施要項に記載する内容）

(1) 大会実施要項

1) 総則

- | | | | |
|----------|----------|------------|--------|
| ① 開催の趣旨 | ② 実施競技 | ③ 会期及び会場 | ④ 競技方法 |
| ⑤ 参加資格 | ⑥ 表彰の方法 | ⑦ 参加申込方法 | |
| ⑧ 宿泊申込方法 | ⑨ 参加上の注意 | ⑩ その他必要な事項 | |

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

9) その他必要な事項

(2) 各競技別実施要項

- | | | |
|---------------|----------|-----------------|
| 1) 期日 | 2) 会場 | 3) 種別（種目）及び参加人員 |
| 4) 競技上の規程及び方法 | 5) 予選方法 | 6) 参加資格等 |
| 7) 成績採点方法 | 8) 表彰の方法 | 9) 参加申込方法 |
| 10) 参加上の注意 | 11) その他 | |

2 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月	総則鹿児島県案を（公財）日本スポーツ協会へ提出
令和4年6月	（公財）日本スポーツ協会令和4年度第1回国民体育大会委員会にて協議・決定

余 白

第5号議案

燃ゆる感動かごしま大会開催基本計画の改訂（案）

1 改訂の概要

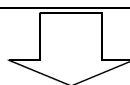
現行計画は、令和2年の第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」の開催に向けて策定したものであることから、令和5年の特別全国障害者スポーツ大会の開催に向けて必要な改訂を行う。

2 改訂の主な内容

(1) 全般的な変更

ア 大会名称の変更

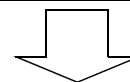
(改訂前) 第20回全国障害者スポーツ大会



(改訂後) 特別全国障害者スポーツ大会

イ 大会日程の変更

(改訂前) 本大会 2020年10月24日(土)～26日(月)
リハーサル大会 2020年 5月16日(土)～17日(日)

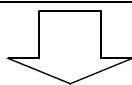


(改訂後) 本大会 令和5年10月28日(土)～30日(月)
リハーサル大会 令和5年 5月20日(土)～21日(日),
6月 3日(土)～ 4日(日)

(2) 「Ⅰ 基本事項」に関する変更

ア 「1 開催基本方針」の一部変更（新旧対照表 P.5～6）

（改訂前） 第20回全国障害者スポーツ大会は、東京パラリンピックの感動を引き継ぎ、障害のある人もない人も、誰もがスポーツを通じて喜びや感動を分かち合い、障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与するとともに、鹿児島県の多彩な魅力の発信につながる大会を目指し、次の3つを基本方針とします。



（改訂後） 特別全国障害者スポーツ大会は、「コロナ禍からの再生と飛躍」を象徴する大会とし、障害のある人もない人も、誰もがスポーツを通じて喜びや感動を分かち合い、障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与するとともに、鹿児島県の多彩な魅力の発信につながる大会を目指し、次の3つを基本方針とします。

イ 「2 大会の名称・スローガン等」への追加（新旧対照表 P.9～10）

（改訂後） （6）大会の安全・安心な運営（新型コロナウイルス感染防止対策）

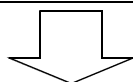
県民の皆様は、全国から来県する選手を安心して迎え入れ、温かくまごころのこもったおもてなしで歓迎していただくとともに、県外の皆様にも安心して鹿児島県を訪れていただくため、新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに基づき、感染リスクを抑え、安全・安心な大会運営に努めます。

(3) 「Ⅱ 準備運営計画」に関する変更

「7 運営調整」の一部変更（新旧対照表 P. 47～48）

（改訂前） （2）医事・衛生

大会参加者及び一般観覧者の安全と健康のため，関係機関及び団体等の協力を得て，医療救護や防疫体制の整備に努めるとともに，食品衛生の徹底を図り，会場の清掃や廃棄物の適切な処理を行い，清潔で快適な環境を整えます。



（改訂後） （2）医事・衛生

大会参加者及び一般観覧者の安全と健康のため，関係機関及び団体等の協力を得て，医療救護や防疫体制の整備に努めるとともに，食品衛生の徹底を図り，会場の清掃や廃棄物の適切な処理を行い，清潔で快適な環境を整えます。

また，新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに基づき，感染リスクを抑え，安全・安心な大会運営を行います。

(4) その他の変更

ア 競技に関するもの

(ア) ボッチャ競技の追加

(イ) 競技名の変更（フットベースボール → フットソフトボール）

イ 競技団体等との協議を反映したもの

(ア) 競技役員・競技補助員数，養成スケジュールの変更

(イ) ボランティア数，養成スケジュールの変更

ウ 大会ロゴ・イラストの変更，字句・時点修正等

※ 添付資料「スポーツ基本法（一部抜粋）」及び「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」を最新のもの（令和4年4月1日現在）に変更

3 改訂適用年月日

令和4年4月1日